（証券コード５４４９）
平成27年6月4日

株　主　各　位

（本店所在地）
大阪市大正区南恩加島一丁目９番３号
（本社事務所）
大阪市中央区道修町三丁目６番１号
大阪製鐵株式会社
代表取締役社長　内田純司

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時20分）までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年6月25日（木曜日）午前10時

2. **場　　所**　大阪市北区大深町３番１号　グランフロント大阪　北館タワーB10階

※開催場所が昨年までと異なっておりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようお願い申しあげます。

3.目　的　事　項

報 告 事 項　1.第37期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2.第37期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役６名選任の件

第３号議案　監査役３名選任の件

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http：//www.osaka-seitetu.co.jp）に掲載しておりますので、本株主総会招集通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http：//www.osaka-seitetu.co.jp）に掲載させていただきます。

株主総会招集通知添付書類

第37期　事 業 報 告

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による個人消費の落ち込みがあったものの、政府・日銀の財政・金融政策による景気の下支えを背景に、雇用・所得環境の改善が進み、全体としては緩やかな回復基調が続くこととなりました。

鉄鋼業界につきましては、自動車向け需要の減少影響はあったものの、造船向け需要の着実な回復と建築・土木向け需要に支えられ、鋼材需要は総じて堅調に推移いたしました。

当社の属する普通鋼電炉業界におきましては、底堅い鋼材需要に加え、主原料であるスクラップ価格も安定した水準が継続いたしましたが、電力料金及び資材・物流費用が上昇するなど、製造コストが増加したことにより、引き続き、厳しい経営環境となりました。

このような状況において、当社グループは経営の最重要課題である省エネルギー・省電力20%の達成に向け、製鋼工程から圧延工程への鋼片直送率の維持・向上を図り、大阪恩加島工場及び日本スチール株式会社において加熱炉バーナーの効率化投資を行うなど、鋼片再加熱のためのエネルギー使用量削減を実行してまいりました。加えて、西日本熊本工場において集塵機の更新・増強を行い、職場環境の改善と同時に電力使用量削減を図るなど、省エネルギー設備導入を積極的に進め、徹底したコスト削減に取り組んでまいりました。また、安全・環境・防災に関する日々の活動を強化するとともに、堺工場における溝形鋼品質向上の一環としてユニバーサルスタンドを導入するなど、商品力の強化・差別化を一段と進めてまいりました。

これらの取り組みに加え、海外事業展開として、インドネシア国営製鉄会社クラカタウ社と合弁会社PT Krakatau Osaka Steel（以下、KOS社）を設立し、インドネシアにおける中小形形鋼・鉄筋棒鋼及び平鋼製造・販売の事業化に向けた検討を重ねてまいりましたが、昨年９月に最終契約を締結し、現在、新工場建設の準備を鋭意進めているところであります。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループにおける鋼材売上数量は、88万８千トン（前期実績97万トン）、売上高は676億７千８百万円（前期実績689億６千万円）、経常利益は91億４千２百万円（前期実績51億５千１百万円）となり、当期純利益は62億１千５百万円（前期実績13億７千５百万円）となりました。

事業部門別売上高

区　　分	前連結会計年度 平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで		当連結会計年度 平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで		前期比増減	
	売 上 高	構成比	売 上 高	構成比	金　　額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
鋼　　材	67,978	98.6	65,892	97.4	△2,086	△3.1
鋼 片 等	981	1.4	1,786	2.6	805	82.0
合　　計	68,960	100.0	67,678	100.0	△1,281	△1.9

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は68億円であります。その主なものとしては、省エネルギー・省電力を目的として、大阪恩加島工場及び日本スチール株式会社において加熱炉バーナーの効率化工事を行うとともに、西日本熊本工場において集塵機の更新・増強工事を行いました。また、商品力強化・差別化の取り組みとして堺工場における溝形鋼品質向上を目的とするユニバーサルスタンドの導入などを実行いたしました。これらに加えて、KOS社において、クラカタウ社に近接する工業団地内の土地使用権を取得いたしました。

なお、これらの設備投資に必要な資金は自己資金を充当しております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しは、企業収益の改善による設備投資の増加が期待されることに加え、雇用・所得環境の改善が継続するなど、引き続き、緩やかに回復していくと見込まれます。

一方で、国際情勢の悪化や、原油等一次産品市況の低迷など、海外における景気下振れリスクが存在しており、世界経済の先行きにつきましては予断を許さない状況となっております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましても、中国での過剰生産と輸出の急増などによる海外鋼材市況の下落に加えて、これまで堅調に推移してきた国内建設分野の活動が停滞していることから、当面は低水準の生産を余儀なくされると見込まれます。また、コスト面においても、電力料金の再値上げ等、電力・エネルギー価格の高止まりによる製造コスト増加が懸念され、引き続き、厳しい状況が続くと思われます。

こうした経営環境の下、当社グループは、コンプライアンスの強化を図り、安全・環境・防災に関するリスク管理を一段と強化しながら、本年度は、2015年度連結中期計画『リフォームOSC』の完遂に向けた取り組みを推進してまいります。

先ず、業界のコストリーダー実現を目標に、現場・現物に根ざしたGo ZERO活動を深化させ、省エネルギー・省電力を軸とした地道なコスト改善を徹底的に実行するとともに、商品

力の強化・差別化を通じて、お客様からの「大鐵指定」を拡大し、収益力の向上を図ってまいります。また、将来に向けた強固な生産基盤を築くため、今後の需要・供給動向を十分に見極めながら、生産体制最適化の検討・実行を進め、さらに、将来の成長に向けた取り組みとして、創業以来初めての海外事業であるKOSプロジェクトの早期事業開始に向けて社の総力を挙げて取り組んでまいります。

以上の取り組みにより、企業としての信頼性と収益性を高めることで株主の皆様、需要家の皆様のご期待にお応えしていく所存でございます。

株主の皆様には、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成23年度 第34期	平成24年度 第35期	平成25年度 第36期	平成26年度 第37期 (当連結会計年度)
売　　上　　高（百万円）	71,436	62,531	68,960	67,678
経　常　利　益（百万円）	6,015	4,666	5,151	9,142
当　期　純　利　益（百万円）	3,605	2,329	1,375	6,215
１株当たり当期純利益	89円76銭	59円50銭	35円33銭	159円69銭
純　　資　　産（百万円）	121,875	122,525	122,829	129,337
総　　資　　産（百万円）	139,889	139,250	139,242	147,328

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は、新日鐵住金株式会社で、同社は当社の株式を25,629千株（出資比率60.62%）保有しております。当社と親会社との主要な取引は電力等の購入であります。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主　要　な　事　業　内　容
	百万円	%	
日本スチール株式会社	498	100.00	平鋼の製造販売
新北海鋼業株式会社	490	70.00	清算会社
大阪新運輸株式会社	194	100.00	鋼材の運送及び構内作業
大阪物産株式会社	120	100.00	鋼材及び製鋼原材料等の売買
西鋼物流株式会社	50	100.00	鋼材の運送及び構内作業
	百万US$		
PT Krakatau Osaka Steel	49.5	80.00	鋼材の製造販売

（注）１．新北海鋼業株式会社は平成26年3月31日をもって解散し、清算手続き中であります。
２．新北海鋼業株式会社の当社の出資比率につきましては、間接所有5.00%を含めております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社６社で構成され、その主な事業は鉄鋼業、鉄鋼業に係わる卸売業及び運輸業であります。当該各事業における主な内容は次のとおりです。

事業部門	主要な事業内容
鉄鋼業	形鋼、棒鋼、平鋼等の鋼材及び鋼片並びに鉄鋼加工品の製造販売
卸売業	鋼材、鋼片及び鉄鋼原料等の売買
運輸業	鋼材等の運送及び構内作業

(7) 主要な工場、本社及び支店

①当　社

本　社　　大阪市中央区道修町三丁目６番１号
（登記上の本店所在地　大阪市大正区南恩加島一丁目９番３号）

工　場　　大阪恩加島工場（大阪市）
堺工場（堺市）
西日本熊本工場（熊本県宇土市）

支　店　　東京支店
名古屋支店
東北支店

②子会社

日本スチール株式会社（大阪府岸和田市）
新北海鋼業株式会社（北海道小樽市）
大阪新運輸株式会社（堺市）
大阪物産株式会社（大阪市）
西鋼物流株式会社（熊本県宇土市）
PT Krakatau Osaka Steel（インドネシア共和国バンテン州）

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従　業　員　数	前期末比増減
663名	24名減

(注)　従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。なお、パートタイマー、嘱託及び派遣社員を含めておりません。

②当社の従業員数

従　業　員　数	前期末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
452名	10名増	40.0歳	15.1年

(注)　従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。なお、パートタイマー、嘱託及び派遣社員を含めておりません。

(9) 主要な借入先

記載すべき事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、インドネシア国営製鉄会社クラカタウ社と平成24年12月に合弁会社PT Krakatau Osaka Steel（KOS社）を設立し、事業化に向けた検討を進めてまいりましたが、平成26年９月にインドネシアにおける中小形形鋼・鉄筋棒鋼及び平鋼製造・販売事業を行うことで、最終契約を締結いたしました。

■合弁会社の目的

インドネシアにおいては、インフラ整備による建設市場等の発展に伴い中長期的な鋼材マーケットの成長が見込まれており、今後伸びゆく中小形形鋼・鉄筋棒鋼等の需要に応えるべく、インドネシアにて国営企業として確固たる基盤を有するクラカタウ社との合弁で製造・販売事業を行います。

■合弁会社の概要

①　商号：　PT Krakatau Osaka Steel（KOS社）
②　設立：　2012年12月
③　工場所在地：　バンテン州チレゴン クラカタウ工業団地内、土地21.6ha
④　事業の目的：　中小形形鋼、鉄筋棒鋼及び平鋼の製造・販売
⑤　資本金：　70 百万米ドル（予定）
⑥　出資比率：　大阪製鐵80%、クラカタウ社20%
⑦　設備仕様等：　中小形形鋼、鉄筋棒鋼、平鋼用コンバインドミル

⑧　販売数量：　　約50 万ｔ／年（フルアップ時）
⑨　設備稼働時期：2016年中（予定）

■合弁相手先の概要
①　商号：　　PT KRAKATAU STEEL (PERSERO) Tbk （クラカタウ社）
②　設立：　　1970年
③　代表者：　　President Director　Sukandar
④　所在地　：　　バンテン州チレゴン
⑤　総資産　：　　2,598百万米ドル（2014年実績）
⑥　資本金　：　　855百万米ドル（インドネシア政府80%出資）
⑦　事業内容：　　薄板・形鋼・棒線・鋼管等の鉄鋼製品の製造・販売
⑧　鋼材販売量：　231万ｔ/年（2014年実績）

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

113,812,700株

(2) 発行済株式の総数

42,279,982株（うち自己株式3,357,216株）

(3) 株主数

3,519名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
新日鐵住金株式会社	25,629	65.85
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー（ケイマン）リミテッド	2,073	5.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,403	3.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	600	1.54
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	555	1.43
株式会社三菱東京UFJ銀行	504	1.30
合同製鐵株式会社	497	1.28
三井物産スチール株式会社	480	1.24
ビーピーエイチ ビーピーエイチテイーエスアイエー ノムラ フアンズ アイルランド ビーエルシー ジヤパン ストラテジツ	367	0.95
株式会社メタルワン	309	0.79

（注）1．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2．上記大株主には、自己株式（3,357千株）は含まれておりません。
3．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
4．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は信託業務に係る株式であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

（平成27年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	内田純司	
取締役副社長	調和郎	購買・外注管理部長、ＫＯＳプロジェクト班長 工場統括 生産技術、商品企画、国際企画に関する事項管掌 PT Krakatau Osaka Steel監査役
常務取締役	樫尾茂樹	ＣＬＯ、堺工場長
常務取締役	櫻井勤	日本スチール㈱代表取締役社長
常務取締役	吉田学史	安全環境防災推進部長、生産技術部長、リサイクル事業推進に関する事項管掌、教育に関する事項についてＣＬＯを補佐
取締役	中村たつひこ	総務、財務に関する事項管掌 大阪物産㈱代表取締役社長
常勤監査役	橋本和憲	
監査役	幸野誠司	新日鐵住金㈱関係会社部上席主幹 合同製鐵㈱社外監査役 鈴木金属工業㈱社外監査役
監査役	髙見秀一	

（注）１．幸野誠司氏及び髙見秀一氏は、社外監査役であります。
２．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
(1) 和田壮史氏は、平成26年6月26日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
(2) 平成26年6月26日開催の第36回定時株主総会において、吉田学史氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
(3) 平成26年6月26日開催の第36回定時株主総会において、髙見秀一氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
(4) 監査役髙見秀一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
(5) 当事業年度中に取締役の担当を以下のとおり変更いたしました。

氏名	担当及び重要な兼職の状況	
	変更後	変更前
調和郎	購買･外注管理部長、ＫＯＳプロジェクト班長 工場統括 生産技術、商品企画、国際企画に関する事項管掌 PT Krakatau Osaka Steel 監査役	購買･外注管理部長、インドネシアプロジェクト班長 工場統括 生産技術、商品企画、国際企画に関する事項管掌 PT Krakatau Osaka Steel 監査役
中村たつひこ	総務、財務に関する事項管掌 大阪物産㈱代表取締役社長	総務、財務に関する事項管掌 インドネシアプロジェクト班に関する特命事項管掌 大阪物産㈱代表取締役社長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	6名	172百万円
監査役	3名	22百万円(うち社外監査役　2名　2百万円)

(注) 1．役員報酬を支給していない社外監査役1名は含まれておりません。
2．上記には平成26年6月26日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役幸野誠司氏は新日鐵住金株式会社の社員として業務を執行しております。なお、新日鐵住金株式会社は当社の親会社であります。

②他の法人等の社外役員との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役幸野誠司氏は合同製鐵株式会社・鈴木金属工業株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は合同製鐵株式会社との間で一部製品の取引があります。当社と鈴木金属工業株式会社との間で取引はありません。

③当事業年度における主な活動状況

地　　位	氏　　名	主　な　活　動　内　容
監　査　役	幸　野　誠　司	当事業年度開催の取締役会に13回中12回、監査役会に11回中11回出席し、鉄鋼業界における豊富な経験から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
監　査　役	髙　見　秀　一	平成26年6月26日就任以来開催の取締役会に11回中9回、監査役会に9回中8回出席し、主に弁護士として専門的な見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

(注)　取締役会開催の回数に書面決議は含まれておりません。

④責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

⑤社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、事業年度の末日において社外取締役を置いておりませんが、更なる経営の監督機能充実を図るために社外取締役が必要であると認識しており、現在、社外取締役の選任に向け、適任者を精査中であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額	27百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係わる報酬等の額にはこれらの合計を記載しております。
2．当社の子会社であるPT Krakatau Osaka Steel (KOS社) は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には監査役会が当該会計監査人の解任または不再任にかかる議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

(注) 平成27年5月1日をもって上記の方針とすることを平成27年4月27日の監査役会にて決定しております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年４月30日開催の取締役会において、今般の会社法改正を踏まえ、内部統制システムの基本方針の改定を決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受ける。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役会に報告する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保

管する。
　また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　安全衛生、環境・防災等の業務遂行上のリスクや財務報告の信頼性等に関するリスクについて、当該リスクの管理を担当する部門（以下、機能部門という。）は、規程等の整備及び社員への周知徹底を図り、それに基づくリスクマネジメント活動を行う。
　工場長、支店長、部長（以下、各部門長という。）は、自部門におけるリスクの把握・評価の上、関連する規程等の遵守・徹底を図る。その遵守状況等のモニタリングは、機能部門及び総務部門が実施し、リスクマネジメント活動の継続的な改善に努める。
　経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「危機管理本部」等を直ちに招集し、必要な対応を行う。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　経営計画や設備投資・投融資等の重要な執行事項については、経常予算、設備予算等に関するそれぞれの全社委員会の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
　取締役会等での決定に基づく職務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等が遂行する。また、組織規程・職務権限規程・業務分掌規程において各部門長の権限・責任を明確化するとともに、必要な業務手続き等を定める。

⑤当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備する。
　各部門長は、各部門の自律的内部統制システムを整備することとし、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令・規程違反行為の未然防止に努めるとともに、法令・規程違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに総務部長に報告する。また、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施等、社員に対する教育体制を整備・充実する。
　総務部長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じる。また、法令・規程違反のおそれのある行為・事実を含む業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。
　社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令・規程違反行為等を行った社員については、懲罰委員会において、社員就業規則に基づき懲戒処分を行う。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社のグループ会社は、当社の経営理念・行動指針に基づき事業戦略を共有し、企業集団として一体となった経営を行う。

当社は、グループ会社の管理に関してグループ会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。

総務部長は、各部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各グループ会社に対し、指導・助言を行う。

これに基づく具体的な体制は以下のとおりとする。

イ．グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

総務部門及び財務部門は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上または各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ．グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

総務部門は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ハ．グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

総務部門は、各グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

ニ．グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

総務部門は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、その結果を取締役会に報告する。

⑦監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会等において報告し、監査役と情報を共有する。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告した

ことを理由とする不利な取扱いを行わない。

総務部長は、監査役と定期的にまたは必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。

監査役がその職務の補助を求めた場合、総務部門及び財務部門等がこれを行うこととする。補助する総務部門及び財務部門等は監査役の指示のもとで業務を行う。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当につきましては、業績に応じて適切に株主の皆様へ還元していくべきものと考えております。

当社の属する普通鋼電炉業界は、主原料のスクラップ価格及び主要製品の市況変動が大きく、これにより業績が大きく影響されます。当社は、こうした業界にあって経営基盤の長期安定に向けた揺るぎない財務体質の構築を進めるとともに、企業としての資産効率の改善にも努め、企業価値の安定的向上を目指します。

この方針のもと、当事業年度の配当金は、期末配当金を１株当たり22円50銭とし、中間配当金12円50銭と合わせて年間35円とさせていただきました。

なお、当社は剰余金の配当等の決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**99,487**	**流動負債**	**14,158**
現金及び預金	2,547	支払手形及び買掛金	6,304
受取手形及び売掛金	11,534	未払金	2,597
棚卸資産	11,183	未払法人税等	2,993
繰延税金資産	616	修繕引当金	572
未収入金	8,035	その他	1,689
関係会社短期貸付金	10,000		
預け金	55,543	**固定負債**	**3,832**
その他	30	繰延税金負債	1,930
貸倒引当金	△3	退職給付に係る負債	1,714
		その他	187
固定資産	**47,840**	**負債合計**	**17,990**
有形固定資産	**46,180**		
建物及び構築物	4,655	（純資産の部）	
機械装置及び運搬具	7,443	**株主資本**	**127,336**
工具器具及び備品	814	**資本金**	**8,769**
土地	31,552	**資本剰余金**	**10,648**
建設仮勘定	1,714	**利益剰余金**	**112,450**
無形固定資産	**15**	**自己株式**	**△4,532**
その他	15		
投資その他の資産	**1,644**	**その他の包括利益累計額**	**856**
投資有価証券	1,364	**その他有価証券評価差額金**	**565**
長期貸付金	2	**為替換算調整勘定**	**502**
退職給付に係る資産	5	**退職給付に係る調整累計額**	**△211**
繰延税金資産	164		
その他	131	**少数株主持分**	**1,144**
貸倒引当金	△22		
		純資産合計	**129,337**
資産合計	**147,328**	**負債・純資産合計**	**147,328**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		67,678
売上原価		54,212
売上総利益		13,466
販売費及び一般管理費		4,322
営業利益		9,143
営業外収益		
受取利息及び配当金	217	
雑収益	199	417
営業外費用		
支払補償費	52	
雑損失	366	418
経常利益		9,142
特別利益		
固定資産売却益	255	
投資有価証券売却益	108	363
特別損失		
固定資産売却損	57	57
税金等調整前当期純利益		9,449
法人税、住民税及び事業税	3,813	
法人税等調整額	△577	3,236
少数株主損益調整前当期純利益		6,213
少数株主損失		2
当期純利益		6,215

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,769	10,648	107,088	△ 4,530	121,976
会計方針の変更による累積的影響額	―	―	△ 172	―	△ 172
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,769	10,648	106,916	△ 4,530	121,804
当期変動額					
剰余金の配当	―	―	△ 681	―	△ 681
当期純利益	―	―	6,215	―	6,215
自己株式の取得	―	―	―	△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	―	5,534	△ 1	5,532
当期末残高	8,769	10,648	112,450	△ 4,532	127,336

（単位：百万円）

項目	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	618	76	△ 229	466	387	122,829
会計方針の変更による累積的影響額	―	―	―	―	―	△ 172
会計方針の変更を反映した当期首残高	618	76	△ 229	466	387	122,657
当期変動額						
剰余金の配当	―	―	―	―	―	△ 681
当期純利益	―	―	―	―	―	6,215
自己株式の取得	―	―	―	―	―	△ 1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 53	425	17	389	757	1,147
当期変動額合計	△ 53	425	17	389	757	6,680
当期末残高	565	502	△ 211	856	1,144	129,337

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

大阪製鐵株式会社
　取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池　田　芳　則　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岸　田　　卓　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大阪製鐵株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪製鐵株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**92,722**	**流動負債**	**23,635**
現金及び預金	39	買掛金	5,333
売掛金	8,870	未払金	1,280
製品	3,786	未払法人税等	2,767
半製品	1,442	未払消費税等	585
原材料	1,522	預り金	12,272
仕掛品	241	修繕引当金	572
貯蔵品	2,664	その他	822
前払費用	24		
繰延税金資産	576	**固定負債**	**3,090**
未収入金	8,009	繰延税金負債	1,579
関係会社短期貸付金	10,000	退職給付引当金	1,341
預け金	55,543	その他	169
その他	2		
		負債合計	**26,725**
固定資産	**48,685**		
有形固定資産	**37,219**	（純資産の部）	
建物	3,585	**株主資本**	**114,129**
構築物	654	**資本金**	**8,769**
機械及び装置	6,258	**資本剰余金**	**11,771**
車輌及び運搬具	13	資本準備金	11,771
工具器具及び備品	702	**利益剰余金**	**98,120**
土地	25,568	利益準備金	527
建設仮勘定	436	その他利益剰余金	97,593
無形固定資産	**6**	特別償却準備金	110
その他	6	資産圧縮積立金	4,583
投資その他の資産	**11,460**	特別積立金	35,300
投資有価証券	1,324	繰越利益剰余金	57,598
関係会社株式	9,481	**自己株式**	**△ 4,532**
関係会社長期貸付金	1,400	**評価・換算差額等**	**553**
その他	297	**その他有価証券評価差額金**	**553**
貸倒引当金	△ 1,043		
		純資産合計	**114,682**
資産合計	**141,408**	**負債・純資産合計**	**141,408**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		60,603
売　上　原　価		48,714
売　上　総　利　益		11,888
販売費及び一般管理費		3,558
営　業　利　益		8,330
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	276	
雑　収　益	208	485
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	33	
雑　損　失	360	394
経　常　利　益		8,421
特　別　利　益		
固定資産売却益	255	
投資有価証券売却益	108	363
税引前当期純利益		8,784
法人税、住民税及び事業税	3,531	
法人税等調整額	△ 550	2,980
当　期　純　利　益		5,803

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	8,769	11,771	11,771
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,769	11,771	11,771
当期変動額			
税率変更に伴う積立金の増加	—	—	—
積立金の繰入	—	—	—
積立金の取崩	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
当期純利益	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	8,769	11,771	11,771

（単位：百万円）

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
		特別償却準備金	資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	527	134	4,289	35,300	52,919	93,170	△ 4,530	109,181
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	△ 172	△ 172	—	△ 172
会計方針の変更を反映した当期首残高	527	134	4,289	35,300	52,747	92,998	△ 4,530	109,008
当期変動額								
税率変更に伴う積立金の増加	—	5	227	—	△ 232	—	—	—
積立金の繰入	—	—	131	—	△ 131	—	—	—
積立金の取崩	—	△ 28	△ 64	—	93	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 681	△ 681	—	△ 681
当期純利益	—	—	—	—	5,803	5,803	—	5,803
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△ 23	294	—	4,851	5,122	△ 1	5,120
当期末残高	527	110	4,583	35,300	57,598	98,120	△ 4,532	114,129

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	602	602	109,784
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△ 172
会計方針の変更を反映した当期首残高	602	602	109,611
当期変動額			
税率変更に伴う積立金の増加	—	—	—
積立金の繰入	—	—	—
積立金の取崩	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△ 681
当期純利益	—	—	5,803
自己株式の取得	—	—	△ 1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 49	△ 49	△ 49
当期変動額合計	△ 49	△ 49	5,071
当期末残高	553	553	114,682

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

大阪製鐵株式会社
　取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池　田　芳　則　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岸　田　　卓　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大阪製鐵株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び計画等を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）の整備・運用状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び計画等に従い、取締役、内部統制グループ、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく内部統制システムの整備・運用状況については、取締役等の説明を受け、これを精査し、意見を表明いたしました。

財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月15日

大阪製鐵株式会社　監査役会

常勤監査役　橋　本　和　憲　㊞
社外監査役　幸　野　誠　司　㊞
社外監査役　髙　見　秀　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１.提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、それらの取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款第27条（取締役の責任免除）及び第37条（監査役の責任免除）の規定に、新設及び変更を行うものであります。

なお、定款第27条（取締役の責任免除）第２項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

２.変更の内容

変更箇所について、現行定款と変更後の定款案とを対照すると、次のとおりとなります。下線部分が変更部分であります。

現行定款	変更案
第27条（取締役の責任免除）当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。	第27条　　（現行どおり）
（新設）	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
第37条（監査役の責任免除）当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。	第37条　　（現行どおり）
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第２号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（６名）の任期が満了いたしますので、取締役６名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
①	内田純司（うちだじゅんじ） 昭和25年4月30日生	昭和49年４月 新日本製鐵㈱（現 新日鐵住金㈱）入社 平成17年６月 同社取締役建材事業部長、鋼管事業部長 平成18年６月 同社執行役員建材事業部長、鋼管事業部長 平成19年４月 同社執行役員厚板事業部長 平成21年４月 同社常務執行役員薄板事業部長 平成21年６月 同社常務取締役薄板事業部長 平成22年７月 同社常務取締役薄板事業部長、インドC.A.P.L.プロジェクト班長 平成23年４月 同社常務取締役上海宝山冷延・CGLプロジェクト班長 平成24年４月 同社取締役 当社顧問 平成24年６月 当社代表取締役社長 現在に至る	14,600株

番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
②	調（しらべ）　和郎（かずろう） 昭和24年10月21日生	昭和49年４月 新日本製鐵㈱（現 新日鐵住金㈱）入社 平成15年４月 同社参与棒線事業部釜石製鐵所長 平成17年４月 当社顧問 平成17年５月 当社参与本社堺工場長 平成17年６月 当社取締役本社堺工場長 平成19年６月 当社常務取締役本社堺工場長 平成21年６月 当社常務取締役、ＣＬＯ、技術総括 平成22年４月 当社常務取締役、ＣＬＯ、生産技術部長、購買･外注管理、リサイクル事業推進に関する事項管掌 平成23年９月 当社常務取締役、ＣＬＯ、生産技術部長、購買・外注管理部長、リサイクル事業推進に関する事項管掌 平成24年６月 当社取締役副社長、ＣＬＯ、生産技術部長、購買･外注管理部長、国際企画に関する事項管掌 平成24年11月 当社取締役副社長、ＣＬＯ、購買･外注管理部長 工場統括 生産技術、商品企画、国際企画に関する事項管掌 平成24年12月 当社取締役副社長、ＣＬＯ、購買･外注管理部長、インドネシアプロジェクト班長 工場統括 生産技術、商品企画、国際企画に関する事項管掌 平成25年６月 当社取締役副社長、購買･外注管理部長、インドネシアプロジェクト班長 工場統括 生産技術、商品企画、国際企画に関する事項管掌 平成26年９月 当社取締役副社長、購買･外注管理部長、ＫＯＳプロジェクト班長 工場統括 生産技術、商品企画、国際企画に関する事項管掌 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 PT Krakatau Osaka Steel監査役	19,700株

番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
③	樫尾 茂樹（かしお しげき） 昭和29年6月3日生	昭和54年４月 新日本製鐵㈱（現 新日鐵住金㈱）入社 平成13年７月 当社本社生産技術部部長 平成17年５月 当社本社生産技術部長 平成17年６月 当社参与本社生産技術部長 平成19年６月 当社取締役本社生産技術部長 平成21年６月 当社取締役本社堺工場長 平成22年６月 当社上級執行役員堺工場長 平成24年６月 当社常務取締役堺工場長 平成25年６月 当社常務取締役、ＣＬＯ、堺工場長 現在に至る	24,900株
④	櫻井 勤（さくらい つとむ） 昭和29年10月10日生	昭和55年４月 新日本製鐵㈱（現 新日鐵住金㈱）入社 平成17年11月 同社建材事業部堺製鐵所総務部部長 平成20年７月 当社参与 平成21年６月 当社取締役本社生産技術部長、本社国際企画部部長 平成22年４月 当社取締役大阪恩加島工場長 平成22年６月 当社上級執行役員大阪恩加島工場長 平成24年６月 当社常務取締役 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 日本スチール㈱代表取締役社長	6,400株

番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
⑤	吉田学史（よしだ さとし） 昭和30年5月10日生	昭和55年４月 新日本製鐵㈱（現 新日鐵住金㈱）入社 平成13年４月 同社名古屋製鐵所製鋼工場長 平成16年４月 同社名古屋製鐵所生産技術部長 平成19年４月 同社名古屋製鐵所副所長 平成21年４月 同社技術開発本部環境プロセス研究開発センターPE部長 平成23年４月 同社技術開発本部環境プロセス研究開発センター部長 平成23年11月 同社技術開発本部プロセス研究開発センター部長 平成24年４月 当社参与生産技術部長、国際企画部部長 平成24年６月 当社上級執行役員生産技術部長、国際企画部部長、リサイクル事業推進に関する事項管掌 平成24年11月 当社上級執行役員生産技術部長、国際企画部部長、リサイクル事業推進に関する事項管掌 教育に関する事項についてＣＬＯを補佐 平成25年６月 当社上級執行役員安全環境防災推進部長、生産技術部長、リサイクル事業推進に関する事項管掌 教育に関する事項についてＣＬＯを補佐 平成26年６月 当社常務取締役安全環境防災推進部長、生産技術部長、リサイクル事業推進に関する事項管掌 教育に関する事項についてＣＬＯを補佐 現在に至る	3,400株

番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
⑥	うし　お　まさ　お 牛尾誠夫 昭和17年1月21日生	昭和51年10月 大阪大学助教授（溶接工学研究所） 平成２年９月 大阪大学教授（溶接工学研究所、後に接合科学研究所に改組） 平成12年４月 大阪大学接合科学研究所所長 平成16年４月 大阪大学名誉教授 平成16年６月 大阪大学特任教授（接合科学研究所） 平成17年４月 （財）近畿高エネルギー加工技術研究所、所長（理事） 平成18年４月 （学）鉄鋼学園産業技術短期大学学長 平成26年７月 （財）近畿高エネルギー加工技術研究所（理事長） 平成27年４月 （学）鉄鋼学園産業技術短期大学顧問 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 （学）鉄鋼学園産業技術短期大学顧問 （財）近畿高エネルギー加工技術研究所（理事長）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．牛尾誠夫氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の規則に定める独立役員となる予定です。
３．牛尾誠夫氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、長年にわたる技術者としての豊富な経験と学識を有していることに加え、産業技術短期大学の学長としての高い見識が、当社の人材育成並びにコーポレートガバナンスの強化に資すると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
４．当社は、第１号議案が原案どおり可決されることを条件に、同氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第27条第２項の規定に基づき、同法第423条第１項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額といたします。

第３号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役橋本和憲、幸野誠司の両氏は任期満了となります。

また、監査体制の一層の充実強化を図るため、監査役１名を増員することとし、監査役３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
①	橋本和憲（はしもとかずのり） 昭和27年9月19日生	平成元年４月 当社入社 平成15年４月 当社本社総務部部長、本社経理部部長兼務 平成21年６月 当社参与本社総務部部長 平成25年６月 当社監査役 現在に至る	16,900株
②	幸野誠司（ゆきのせいじ） 昭和36年1月10日生	昭和58年４月 新日本製鐵㈱（現 新日鐵住金㈱）入社 平成21年６月 同社棒線事業部室蘭製鐵所総務部長 平成23年４月 同社経営企画部関連会社グループ部長 平成23年６月 当社監査役 平成24年10月 新日鐵住金㈱関係会社部上席主幹 平成27年４月 同社関係会社部部長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 新日鐵住金㈱関係会社部部長	0株

番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
③	奈良廣和（ならひろかず） 昭和23年10月2日生	昭和46年４月 久保田鉄工㈱（現 ㈱クボタ）入社 平成８年６月 同社本社自動販売機事業部企画部長 平成14年６月 同社本社財務部理事 平成15年４月 同社本社経営企画部長 平成17年６月 同社取締役経営企画部・財務部担当 平成19年４月 同社常務取締役 平成21年４月 同社代表取締役専務執行役員水・環境システム事業本部長 平成23年６月 同社常勤監査役議長 平成26年６月 同社顧問 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 ㈱クボタ顧問	0株

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．幸野誠司氏は、社外監査役候補者であります。
３．幸野誠司氏は、鉄鋼業に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しておられ、その知識等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、新日鐵住金株式会社において、関係会社部部長の職にあり、企業経営に関する豊富な知識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
４．幸野誠司氏は、現在及び過去５年間において、当社の親会社であり特定関係事業者である新日鐵住金株式会社の業務執行者であり、同氏は、同社から使用人としての給与等を過去に受領し、また、将来受領する可能性があります。同氏の業務執行者としての地位及び担当は、上記に記載のとおりであります。
５．幸野誠司氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって４年であります。
６．奈良廣和氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の規則に定める独立役員となる予定です。
７．奈良廣和氏は、他社での豊富な業務経験を有し、その経験と幅広い見識が、当社のコーポレートガバナンスの強化に資すると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
８．当社は、各氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款第37条第２項の規定に基づき、会社法第423条第１項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
岸本達司（きしもとたつじ） 昭和35年6月16日生	昭和62年４月 弁護士登録（大阪弁護士会） 児玉憲夫法律事務所（現 新世綜合法律事務所）入所 平成８年４月 同所パートナー 平成19年４月 大阪家庭裁判所調停委員 平成21年４月 関西大学会計専門職大学院特別任用教授 平成22年１月 特定非営利法人証券・金融商品あっせん相談センター あっせん委員 平成23年６月 ㈱シャルレ社外監査役 平成24年４月 関西大学会計専門職大学院非常勤講師 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 新世綜合法律事務所パートナー 大阪家庭裁判所調停委員 特定非営利法人証券・金融商品あっせん相談センター あっせん委員 ㈱シャルレ社外監査役 関西大学会計専門職大学院非常勤講師	0株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．岸本達司氏は、弁護士としての専門的な見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、高度な法律面でのアドバイスをいただくことに期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外監査役となる以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての高い専門性により、当社の監査を適切に遂行できるものと判断しております。

３．岸本達司氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項及び当社定款第37条第２項の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

４．岸本達司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。

以　上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会　場　　大阪市北区大深町３番１号 グランフロント大阪 北館タワーB10階
下車駅　　JR「大阪駅」より徒歩約７分
地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩約10分
阪急電鉄「梅田駅」より徒歩約10分
阪神電鉄「梅田駅」より徒歩約11分

※　開催場所が昨年までと異なっておりますので、下記ご案内図をご参照のうえ、お間違えないようお願い申しあげます。

